

23労働協約 第4回交渉**「勤務」「乗務員勤務」で交渉****制服への更衣時間は労働時間とすること！**

「更衣時間を、始業前5分・終業後5分設け、勤務したものとみなすこと」

・就業規則で「制服等の定めのある社員は、勤務時間中、所定の制服等を着用しなければならない」とあり、厚労省の『ガイドライン』を踏まえれば労働時間である。

「労働時間管理を徹底すること」

・Jネットユーザー職場の出勤30分前立上げの会社容認と、自己申告による労働時間管理は、サービス労働を助長しているので見直すこと。

「感染症等で会社が就業させない場合は、有給の休暇に制度化すること」

・職場での感染拡大を防ぐためにも、インフルエンザやコロナに罹患した社員が安心して休めるように、有給の休暇として「罹患休暇」を新設すること。

「全ての勤務者の在宅休養時間を確実に確保すること」（乗務員勤務）

・社員の健康管理に積極的に取り組んで健康企業銘柄の会社として、予備勤務者を含めて在宅休養時間を確保すること。（詳細は交渉情報を参照）



職場三大要求の獲得めざして、みんな
で議論し、みんなで行動しよう！

国 労 東 海 か べ 新 聞

国鉄労働組合東海本部 編集責任者：寺崎 浩